

地域求職者雇用奨励金

地域雇用開発促進法に基づく雇用情勢の特に厳しい地域である雇用開発促進地域において、雇用開発に取り組み、事業所の設置・整備を行い、併せて地域求職者を雇い入れた事業主に対して、設置・整備費用及び雇入れ人数に応じて一定額を助成

助成金の内容

- 事業所の設置・整備に伴い雇い入れた地域求職者の人数(3人(創業事業主は2人)以上)及び設置・整備に要した費用に応じて、一定額を助成
- 助成期間
1年ごとに3回の助成
ただし、自発雇用創造地域にも該当する地域で一定要件を満たす場合は、5回の助成

支給マトリックス

雇い入れた労働者の数及び設置設備に要した費用に応じて助成
(万円)

設置・整備に要した費用	対象労働者の人数(人)			
	3(2)～4	5～9	10～19	20～
300万円～ 1,000万円	40	65	90	120
1,000万円～ 5,000万円	180	300	420	540
5,000万円～	300	500	700	900

(※)大規模雇用開発計画に係る特別措置について
100人(200人)の雇い入れ及び設置・整備に要した費用が50億円の場合は1億円(2億円)の助成